

事務連絡

令和3年3月2日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管部課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」の掲示等について（依頼）

標記について、令和3年2月24日付けで、国税庁課税部酒税課長から別紙のとおり依頼がありました。

については、標記ポスターが各国税局等から貴課へ直接送付されますので、貴職及び学校の意向や実情を踏まえ、学校現場に負担のかからない配布方法等について御検討いただき、必要に応じ御活用いただきますようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する学校に対して周知されるようお願いいたします。

なお、ポスターの内容や部数等に関することは、各都道府県を所轄する国税局酒税課等（別添参照）までお問い合わせください。

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係

TEL：03-6734-2976（直通）

FAX：03-6734-3794

○ 国税局及び酒類指導官設置署等一覧表(令和2年7月10日現在)

【国税局・国税事務所及び酒類業調整官派遣先税務署】

局・所名	郵便番号	所在地	電話番号	酒類業調整官 派遣先税務署
札幌国税局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011-231-5011	札幌北、旭川中
仙台国税局	980-8430	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟	022-263-1111	青森、盛岡、秋田南、 山形、福島
関東信越国税局	330-9719	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111	水戸、宇都宮、前橋、 熊谷、浦和、新潟、 長野
東京国税局	104-8449	中央区築地5丁目3番1号	03-3542-2111	千葉東、神田、豊島、 横浜中、甲府
金沢国税局	920-8586	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131	富山、金沢、福井
名古屋国税局	460-8520	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511	岐阜北、静岡、 名古屋中、津
大阪国税局	540-8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331	大津、伏見、南、 西宮、奈良、和歌山
広島国税局	730-8521	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082-221-9211	鳥取、松江、岡山東、 広島東、山口
高松国税局	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111	徳島、高松、松山、 高知
福岡国税局	812-8547	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-0031	博多、佐賀、長崎
熊本国税局	860-8603	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-354-6171	大分、宮崎、鹿児島
沖縄国税事務所	900-8554	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601	—

令和3年2月24日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

国税庁課税部酒税課長

「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」の掲示等について（依頼）

平素より酒類行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会では、毎年4月を「20歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係府省庁は全国的な広報・啓発活動を行い、国民の20歳未満の者の飲酒防止に関する意識の向上等を図ることとしており、本年も「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」（別添）により、全国的な広報・啓発活動を行いたいと考えております。

当該ポスターは、都道府県、市区町村、警察署、中学校、高等学校、保健所等の公共施設における掲示を別途お願いしているところであり、各国税局等から各都道府県の貴省関係部局に所要の部数を送付等することとしております。

つきましては、貴省におかれましても、ポスターを掲示していただくとともに、各都道府県の貴省関係部局に対してポスターの掲示を御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、当該ポスターは、20歳未満の者自身をはじめ、国民の20歳未満の者の飲酒防止に関する知識の啓発を図る観点から作成し、配付するものですので、「20歳未満飲酒防止強調月間」終了後も引き続き掲示していただきますよう併せてお願いいたします。

20歳未満の

飲酒は、

NO



5

20歳未満の者が
お酒を飲んでは
いけない

つの理由

- ① 脳の機能を低下させます。
- ② 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります。
- ③ 性ホルモンの分泌に異常が起きるおそれがあります。
- ④ アルコール依存症になりやすくなります。
- ⑤ 20歳未満の者の飲酒を禁ずる法律があります。

4月は20歳未満飲酒防止強調月間です。

2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、
飲酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されます。

20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています。

20歳未満の者の飲酒を防止するため、酒類小売店では法律に基づき年齢確認を実施しています。

国税庁、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省、公益社団法人アルコール健康医学協会、全国小売酒販組合中央会、日本チェーンストア協会、
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会、一般社団法人全国スーパーマーケット協会



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。